

(平成21年4月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和37年4月から40年3月まで
② 昭和43年11月から46年3月まで
③ 昭和47年5月

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間が未納との回答を得た。①の期間については、勤め先の理容院で国民年金の加入手続をし、保険料を納付してくれていたと思う。②の期間については、集金人に保険料をまとめて納付した記憶がある。その後は③の期間も含めて、継続して夫が市役所で納付していたはずであり、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和40年8月ごろA市で払い出されており、37年4月にさかのぼって資格取得しているが、記号番号が払い出された40年8月の時点では、時効により37年4月から38年6月までの期間の保険料を納付することはできない。

また、申立人が当時居住していたB県C町に確認したところ、申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出記録は確認できなかった。

さらに、申立人自身は、国民年金の加入手続及び納付に関与しておらず詳細は不明であるほか、申立人の前任者として理容院で勤務していたとして名前を挙げた同僚の記録を確認したが、同人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年12月9日以降に払い出され、36年4月までさかのぼって資格取得していることから、理容院が申立人の国民年金の加入手続

をしていたとは考え難い。

申立期間②について、A市の国民年金被保険者名簿によると、当初、申立人は昭和43年11月から47年4月まで未納となっていたが、同年5月に、46年4月から47年3月までの保険料が一括で現年度保険料として納付されていることが確認できる。申立人は、申立期間②の保険料を集金人にまとめて納付したと主張しているが、納付した時期、金額、納付先を明確に記憶しておらず、上記の納付と混同したものと考えられる。

申立期間③について、申立人は昭和47年4月以降、48年4月に厚生年金保険に加入するまで、申立期間③を除き、毎月保険料が納付期限内に納付されており、47年5月の分のみを未納とする格別の事情が見当たらず、同月が未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。